
第4回 飯 南 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

令和3年8月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年8月3日午前9時30分開会

日 程 第 1 仮議席の指定

日 程 第 2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 仮議席の指定

日 程 第 2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 予算特別委員会の設置

追加日程第8 雲南広域連合議会議員の選挙

追加日程第9 雲南市・飯南町事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 飯南町病院事業審議会委員の推薦

追加日程第11 国民健康保険運営協議会委員の推薦

追加日程第12 飯南町健康なまちづくり推進協議会委員の推薦

追加日程第13 飯南町社会福祉協議会評議員の推薦

追加日程第14 同意第4号 監査委員の選任について

追加日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飯南町一般会計補正予算(第3号))

追加日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度飯南町一般会計補正予算(第4号))

追加日程第17 議案第50号 財産(消防軽積載車)の取得について

追加日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者		那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 眞 一
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長		植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長		小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長		永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 30 分開議

○議会事務局長（高木 ゆかり） 失礼します。議会事務局長の高木でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。この場合、議長が選出されますまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、年長の内藤眞一議員をご紹介いたします。内藤眞一議員、臨時議長をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（内藤 眞一） 失礼いたします。ただいまご紹介をいただきました内藤眞一でございます。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行わせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

午前 9 時 32 分開会

○臨時議長（内藤 眞一） ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達していますので、これより令和 3 年第 4 回飯南町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しております。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○臨時議長（内藤 眞一） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって議員各位におかれましては、この度の飯南町議会一般選挙におきまして、住民の皆様の期待を担って、めでたくご当選の榮に浴されましたこと、心よりお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

最初に、この度の 7 月豪雨によります災害につきまして、町内全域で甚大な被害が発生いたしました。幸い人的な被害はありませんでしたが、19 戸の家屋において、半壊を含む床上床下浸水の被害等があり、また水田や農業用施設においても多くの箇所です災害が発生しております。被災された町民の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

今後一日も早く日常生活が取り戻せるよう、復旧復興に全力で努めてまいります。

さて、本町も誕生して 16 年が経過し、7 月 1 日には役場の組織機構改革を実施し、新たな体制で町政運営がスタートしております。私はこれまでも申してきておりますが、人口減少対策を強く押し進めるために、①少子化対策、②地域医療・福祉の充実、③産業の振興を柱として、第 2 次総合振興計画後期計画を着実に推進、実現できるよう、職員とともに総力を挙げて取り組む所存であります。

そうした中、今後議員各位には、町政の各般にわたりまして、現在抱えております諸課題へのお取り組みや、町の発展・向上のために、ご活躍をいただくところでございまして、私といたしましてもご同慶の至りに存じます。何卒、議員各位におかれましては、格別のご指導とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、飯南町議会の益々のご発展と、議員各位の今後のご活躍、心より祈念申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（内藤 眞一） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（内藤 眞一） 日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により投票により行います。

〔事務局 投票箱等用意〕

○臨時議長（内藤 眞一） 議場の出入り口を閉めます。

〔議場出入口施錠〕

○臨時議長（内藤 眞一） ただいまの出席議員は 10 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番、早樋徹雄君、3 番、伊藤好晴君を指名いたします。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（内藤 眞一） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

お手元にお配りしております鉛筆でご記入ください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（内藤 眞一） 配付漏れなしと認めます。投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（内藤 眞一） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

○議会事務局長（高木 ゆかり）

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

2 番	早樋	徹雄	議員	3 番	伊藤	好晴	議員	4 番	景山登美男	議員	
5 番	高橋	英次	議員	6 番	熊谷	兼樹	議員	7 番	安部	丘	議員
8 番	平石	玲児	議員	9 番	安部	誠也	議員	10 番	戸谷ひとみ	議員	
1 番	内藤	眞一	議員								

.....

○臨時議長（内藤 眞一） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（内藤 眞一） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

2 番、早樋徹雄君、3 番、伊藤好晴君、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（内藤 眞一） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、早樋徹雄君 9 票、伊藤好晴君 1 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、早樋徹雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○臨時議長（内藤 眞一） ただいま議長に当選されました早樋徹雄君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

早樋徹雄君、お受けになりますか。

○2 番（早樋 徹雄） 議長。

○臨時議長（内藤 眞一） 2 番、早樋徹雄君。

○2 番（早樋 徹雄） はい。2 番。

謹んでお受けいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（内藤 眞一） 以上のとおり、早樋徹雄君の議長の承諾がありました。

○2 番（早樋 徹雄） 議長。

○臨時議長（内藤 眞一） 2 番、早樋徹雄君。

○2 番（早樋 徹雄） はい。2 番。

一言ご挨拶を申し上げたいと思いますので許可をしていただきたいと思います。

○臨時議長（内藤 眞一） はい。

2 番の席で、そこで就任のあいさつをお願いをいたします。

○2 番（早樋 徹雄） 議長。

○臨時議長（内藤 眞一） 2 番、早樋徹雄君。

○2 番（早樋 徹雄） はい。2 番。

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。この度、議長に当選をさせていただきました。その責任の重大さを痛感をいたしておるところでございます。

私は、次の時代、次の世代のために、住みよい地域づくりを目指して、飯南町の発展と町民福祉の向上に、みなさんと共に全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。引き続き格別のご指導、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（内藤 眞一） 以上をもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

午前 9 時 49 分休憩

午前 9 時 55 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、追加日程第 1 から追加日程第 13 までの 13 議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、13 議案を日程に追加し、ただちに議題といたします。

追加日程第 1 議席の指定

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項によって、お手元に配付しました議席表のとおり指定します。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは、議席を読み上げます。

1 番、早樋徹雄議員、2 番、伊藤好晴議員、3 番、熊谷兼樹議員、4 番、内藤眞一議員、5 番、高橋英次議員、6 番、安部誠也議員、7 番、景山登美男議員、8 番、安部丘議員、9 番、平石玲児議員、10 番、戸谷ひとみ議員、以上です。

○議長（早樋 徹雄） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。
ただちに移動し、議席にお着きください。

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、2 番、伊藤好晴君、3 番、熊谷兼樹君を指名いたします。

追加日程第 3 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

追加日程第 4 副議長の選挙

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票により行ひます。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場出入口施錠〕

○議長（早樋 徹雄） ただいまの出席議員は 10 名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、4 番、内藤眞一君、5 番、高橋英次君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（早樋 徹雄） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

お手元にお配りいたしております鉛筆でご記入ください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早樋 徹雄） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（高木 ゆかり）

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
2 番 伊藤 好晴 議員 3 番 熊谷 兼樹 議員 4 番 内藤 眞一 議員
5 番 高橋 英次 議員 6 番 安部 誠也 議員 7 番 景山登美男 議員
8 番 安部 丘 議員 9 番 平石 玲児 議員 10 番 戸谷ひとみ 議員
1 番 早樋 徹雄 議員
.....

○議長（早樋 徹雄） 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

○議長（早樋 徹雄） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただちに開票を行います。

4 番、内藤眞一君、5 番、高橋英次君は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（早樋 徹雄） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、高橋英次君 9 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、高橋英次君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（早樋 徹雄） ただいま副議長に当選されました高橋英次君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

高橋英次君、お受けになりますか。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次君。

○5番（高橋 英次） はい。

謹んでお受けいたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり、高橋英次君から副議長のご承諾がありました。

これで副議長の選挙を終わります。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次君。

○5番（高橋 英次） はい。

一言、お礼のごあいさつの許可をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 許可いたします。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次君。

○5番（高橋 英次） 5番。

議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。先ほどは副議長にご推挙いただきましてたいへんありがとうございました。このうえは飯南町及び飯南町政の発展のため、そして飯南町議会運営が円滑に進みますようがんばる所存でございます。議員各位におかれましては、これから更にご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。私の、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩といたします。

なお、これより以降は議会構成がありますので、執行部の皆さんはご退席ください。議会構成が決定いたしましたら、後ほどご連絡をいたします。ご苦労さんでした。

午前 10 時 09 分休憩

午前 10 時 43 分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、お揃いでございますので本会議を再開いたします。

追加日程第 5 議会常任委員会委員の選任

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 5、議会常任委員会委員の選任を行います。

議会常任委員会委員については、委員会条例第 2 条に、定数は総務厚生常任委員会委員 5 人、教育経済常任委員会委員 5 人及び議会広報常任委員会委員 6 人と規定されており

ます。

総務厚生常任委員会委員、教育経済常任委員会委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に、名簿を朗読させます。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは朗読いたします。

総務厚生常任委員会、1番、早樋徹雄議員、7番、景山登美男議員、8番、安部 丘議員、9番、平石玲児議員、10番、戸谷ひとみ議員。

教育経済常任委員会、2番、伊藤好晴議員、3番、熊谷兼樹議員、4番、内藤眞一議員、5番、高橋英次議員、6番、安部誠也議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生常任委員会委員、教育経済常任委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定いたしました。

ここで、それぞれの常任委員会の正副委員長の互選を行ってください。また併せて議会広報常任委員会委員各3名、議会運営委員会委員各3名、病院審議会委員各2名、国民健康保険運営協議会委員各1名の選出も併せてお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前 10 時 45 分休憩

.....
午前 11 時 07 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長が発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは発表いたします。

総務厚生常任委員会、委員長、7番、景山登美男議員、同副委員長、9番、平石玲児議員。教育経済常任委員会、委員長、3番、熊谷兼樹議員、同副委員長、6番、安部誠也議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 08 分休憩

.....

午前 11 時 09 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議会広報常任委員会委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは朗読いたします。

議会広報常任委員会委員、2 番、伊藤好晴議員、3 番、熊谷兼樹議員、5 番、高橋英次議員、7 番、景山登美男議員、8 番、安部丘議員、10 番、戸谷ひとみ議員、以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおりに決定しました。

ここで、議会広報常任委員会の正副委員長互選を行うため、暫時休憩といたします。

午前 11 時 10 分休憩

.....

午前 11 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議会広報常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長が発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは発表いたします。

議会広報常任委員会委員長、8 番、安部丘議員、副委員長、10 番、戸谷ひとみ議員、以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで暫時休憩といたします。

午前 11 時 16 分休憩

.....

午前 11 時 17 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは朗読いたします。

議会運営委員会委員、2 番、伊藤好晴議員、4 番、内藤眞一議員、6 番、安部誠也議員、7 番、景山登美男議員、8 番、安部丘議員、9 番、平石玲児議員、以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおりに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。

午前 11 時 18 分休憩

.....

午前 11 時 26 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長が発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは発表いたします。

議会運営委員会委員長、2 番、伊藤好晴議員、副委員長、8 番、安部丘議員、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 27 分休憩

.....

午前 11 時 28 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 7 予算特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 7、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

飯南町一般会計予算及び、同補正予算の審査を行うため、委員 9 人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。設置の詳細につきましては、別紙決議のとおりです。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、委員 9 人をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。

午前 11 時 29 分休憩

.....

午前 11 時 31 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

予算特別委員会の委員長、及び副委員長が決定いたしましたので、事務局長から発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは発表いたします。

予算特別委員会、委員長、5番、高橋英次議員、副委員長、9番、平石玲児議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ただいま発表のとおり決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 8 雲南広域連合議会議員の選挙

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 8、雲南広域連合議会議員の選挙を行います。

なお、この選挙により選出する人数は 3 名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

雲南広域連合議会議員に、景山登美男君、高橋英次君、及び私、早樋徹雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました3名の議員を、雲南広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、景山登美男君と高橋英次君、及び私が、雲南広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま雲南広域連合議会議員に当選されました、景山登美男君と高橋英次君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

景山登美男君、お受けになりますか。

7番、景山登美男君。

○7番（景山 登美男） はい。謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 高橋英次君、お受けになりますか。

○5番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次君。

○5番（高橋 英次） はい。謹んでお受けいたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり、景山登美男君と高橋英次君の承諾がありました。

追加日程第9 雲南市・飯南町事務組合議会議員の選挙

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第9、雲南市・飯南町事務組合議会議員の選挙を行います。

なお、この選挙により選出する人数は4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

雲南市・飯南町事務組合議会議員に、景山登美男君、熊谷兼樹君、高橋英次君、及び私、早樋徹雄を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の議員を、雲南市・飯南町事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、景山登美男君、熊谷兼樹君、高橋英次君、及び私が、雲南市・飯南町事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま雲南市・飯南町事務組合議会議員に当選されました、景山登美男君、熊谷兼樹君、高橋英次君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

景山登美男君、お受けになりますか。

○7番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男君。

○7番（景山 登美男） はい。7番。謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 熊谷兼樹君、お受けになりますか。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹君。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 高橋英次君、お受けになりますか。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次君。

○5番（高橋 英次） はい。謹んでお受けいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり、景山登美男君、熊谷兼樹君、高橋英次君の承諾がありました。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時50分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 10 飯南町病院事業審議会委員の推薦

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 10、飯南町病院事業審議会委員の推薦を議題といたします。委員は 4 名です。

お諮りいたします。飯南町病院事業審議会委員の推薦については、お手元に配付しました名簿のとおり推薦したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

○議会事務局長（高木 ゆかり） それでは朗読いたします。

飯南町病院事業審議会委員、2 番、伊藤好晴議員、5 番、高橋英次議員、7 番、景山登美男議員、8 番、安部 丘議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって飯南町病院事業審議会委員は、お手元の名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 51 分休憩

.....

午前 11 時 52 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 11 飯南町国民健康保険運営協議会委員の推薦

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 10、飯南町国民健康保険運営協議会委員の推薦を議題といたします。委員は 2 名です。

お諮りいたします。飯南町国民健康保険運営協議会委員の推薦については、お手元に配付しました名簿のとおり推薦したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

○議会事務局長（高木 ゆかり） 朗読いたします。

飯南町国民健康保険運営協議会委員、3番、熊谷兼樹議員、7番、景山登美男議員。
以上です。

すみません。名簿の任期のところが、令和5年8月3日となっておりますが、令和3年8月3日から訂正をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 大変申し訳ありません。令和3年8月3日からでございます。
お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって飯南町国民健康保険運営協議会委員は、お手元の名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第12 飯南町健康なまちづくり推進協議会委員の推薦

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第12、飯南町健康なまちづくり推進協議会委員の推薦を行います。委員は1名です。

お諮りいたします。飯南町健康なまちづくり推進協議会委員の推薦については、お手元に配付しました名簿のとおり推薦したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

○議会事務局長（高木 ゆかり） 朗読いたします。

飯南町健康なまちづくり推進協議会委員、9番、平石玲児議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって飯南町健康なまちづくり推進協議会委員は、お手元の名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

.....
午前 11 時 57 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

追加日程第 13 飯南町社会福祉協議会評議員の推薦

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 13、飯南町社会福祉協議会評議員の推薦を行います。
委員は 1 名です。

お諮りいたします。飯南町社会福祉協議会評議員の推薦については、お手元に配付しました名簿のとおり推薦したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

○議会事務局長（高木 ゆかり） 朗読いたします。

飯南町社会福祉協議会評議員、7 番、景山登美男議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって飯南町社会福祉協議会評議員は、お手元の名簿のとおり推薦することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。議会運営委員会終了後本会議を開催いたします。

議会運営委員会につきましては、追加提案がございますので、その件について協議をお願いをいたします。なお、時間につきましては、昼食、また写真の撮影等がございますので、また追って時間をご連絡をいたしたいと思っております。

以上で午前中終わります。ご苦労さんでした。

午前 11 時 59 分休憩

.....

午後 1 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

執行部のみなさんには大変お待たせをいたしました。正副議長、各常任委員会、一部事務組合等それぞれ委員が決定をいたしました。ここで私議長が議会を代表して、またそれぞれの役職を代表して、自席からたいへん失礼ではございますが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

お手元に配付しております飯南町議会構成等一覧表のとおり、先ほど議会構成が決定をいたしました。任期 4 年間、執行部のみなさん方とともに切磋琢磨し、飯南町の発展と住民福祉の向上に一層努力して参る所存でございます。今後ともご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただ今から、執行部から 4 件の追加議案が提出されました。追加議案はお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この議案は、この際これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、ただちに議題といたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいま、議長によりお取り計らいいただきましたとおり、追加提案をさせていただきますが、その前に一言ご挨拶させていただきます。

先ほど正副議長及び各常任委員会等の構成が決定いたしましたところでございます。議長には早樋議長が引き続きのご就任でございますが、豊富な行政経験やこれまでの議会議員としての経験を活かされまして、飯南町議会の発展、飯南町の振興にご活躍されますようご祈念いたします。

そして、新たに副議長に高橋議員が就任され、また新たな議会構成が決定したところでございます。それぞれの議員のご活躍をお祈りし、私ども執行部に対しまして、適切なるご指導をいただきますようお願いいたします。

そういたしますと、追加提案について、ご説明いたします。

案件は、同意案件 1 件と、急を要した一般会計補正予算の専決処分の承認案件 2 件、及び財産の取得の議決案件 1 件でございます。

同意案件は、この度の議員改選に伴います監査委員を選任したいものでございます。承認案件 2 件は、いずれも一般会計の補正予算でございますが、1 件は、新型コロナウイルス対策として生活困窮者への支援金でございますが、6 月の定例会中の全員協議会で説明させていただいた案件でございます。

もう 1 件は、この度の豪雨災害への対応として、土砂撤去等の応急工事費や査定に要する準備経費等の補正でございます。財産の取得につきましては、消防軽積載車の契約に関するものであります。

後ほど、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

追加日程第 14 同意第 4 号 監査委員の選任について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 14、同意第 4 号、監査委員の選任についてを議題いたします。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番、安部丘君の退席を求めます。

〔8 番 安部 丘君退場〕

○議長（早樋 徹雄） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

同意第 4 号について説明をいたします。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町上来島 743 番地。

氏名、安部 丘。

生年月日、昭和 34 年 8 月 11 日。

令和 3 年 8 月 3 日 提出。飯南町長。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

同意第4号、監査委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

8番、安部 丘君の除斥を解除し、入場を許します。

〔8番 安部 丘君入場〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘君に申し上げます。監査委員の選任が同意されましたので、お知らせいたします。

追加日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第3号））

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第15、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第6号についてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。

（処分事項）令和3年度飯南町一般会計補正予算（第3号）について。

処分年月日、令和3年7月6日。

令和3年8月3日提出、飯南町長。

ページをおめくりください。

専決第6号。令和3年度飯南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,964万3千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月6日専決、飯南町長。

ページをおめくりください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、国庫支出金、既決額に78万円を追加し、10億884万8千円。

歳入合計。既決額に78万円を追加し、79億1,964万3千円。

続きまして歳出でございます。款、民生費。既決額に78万円を追加し、12億6,084万9千円。

歳出合計、既決額に78万円を追加し、79億1,964万3千円。

総括につきましての説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

3ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、4ページ、総括です。

歳入の方は説明を省略し、歳出。補正額の財源内訳ですけれども、すべて国庫支出金78万円です。

めくっていただき5ページです。歳入。款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、国のコロナ対策緊急支援のための10分の10の交付金であります。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について関係課長より説明を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。

6ページ歳出について説明します。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。生活困窮者自立相談支援事業につきましては、町長からも説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、既に社協が窓口となる総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るための支援金を計上し支援をおこなうものです。

6月末に国から交付要綱が示されましたので、県を通じて各市町村において速やかに対応するよう依頼を受けまして、想定される扶助費を計上しております。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

承認第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

追加日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第4号））

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第16、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第7号についてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専

決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。

(処分事項) 令和3年度飯南町一般会計補正予算(第4号)について。

処分年月日、令和3年7月21日。

令和3年8月3日提出、飯南町長。

ページをおめくりください。

専決第7号。令和3年度飯南町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,885万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億849万6千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月21日専決、飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ。

第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入でございます。款の合計金額を読み上げます。款、繰入金。既決額に6,260万円を追加し、4億5,010万円。

款、繰越金。既決額に2,525万3千円を追加し、1億1,025万3千円。

款、諸収入。既決額に100万円を追加し、1億9,747万8千円。

歳入合計。既決額に8,885万3千円を追加し、80億849万6千円。

続きまして下段、歳出でございます。

款、民生費。既決額に210万円を追加し、12億6,294万9千円。

款、商工費。既決額に209万円を追加し、3億7,616万4千円。

款、災害復旧費。補正額、8,466万3千円でこちらは皆増でございます。

歳出合計。既決額に8,885万3千円を追加し、80億849万6千円。

総括につきましての説明は、以上でございます。よろしく願います。

○議長(早樋 徹雄) 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長(那須 忠巳) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 那須総務課長。

○総務課長(那須 忠巳) 番外。

3ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、4ページ、総括です。

歳入の方は説明を省略し、歳出。補正額の財源内訳ですが、その他特定財源100万円、一般財源8,785万3千円です。

めくっていただき、5ページ、歳入の方です。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金は、今回の豪雨災害への財源と

するものですが、特定財源確保次第戻し入れを行います。

款、項ともに繰越金、目、前年度繰越金も同様、今回の豪雨災害への財源とするもので、今回補正で繰越金としては全額を財源化をいたします。

続く、款、諸収入、項、目ともに雑入は、衣掛の被災による災害の保険金であります。歳入の方は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

それでは、6 ページ歳出をお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉施設費。保育所共通臨時管理費につきましては、赤名保育所の園庭にこの度の豪雨災害で土砂が流入したことに伴います土砂撤去に係る工事費でございます。

土砂の剥ぎ取り、消毒作業、土の入れ替え等の工事を計上しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、観光費。憩いの郷衣掛臨時管理費でございます。こちら7月12日の豪雨災害によりまして、神戸川が越流したことによりまして、衣掛の地下1階が浸水し、地下にありましたオイルポンプ及び自動給水装置が浸水したことによる修繕工事を計上しております。よろしくお願いします。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農林水産業施設災害復旧費。農林水産業施設災害復旧費応急復旧並びに小災害及び、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧費の応急復旧並びに公共土木施設災害復旧小災害につきましては、この度の7月豪雨によります被災箇所の復旧を行うため、土砂撤去等応急的に行うための費用、そして査定に向けた測量設計を行うための委託費、又は急いで復旧の必要な小災害に対応するための予算計上です。

概要説明資料の3 ページの方に、7月30日現在の被害状況の方、付けております。ご覧ください。

公共災害については、103 件の被害額9億9,300 万円、農地農業用施設災害については159 件の被害額5億7,400 万円。これらについての早期の対応というところでの専決予算のお願いでございます。

その他、林地崩壊が6件の6,600 万円、緊急治山3件、被害額1億7,000 万円、復旧治山1件、3,000 万円、林道災害については5路線の49件1億2,700 万、被害総額7月末現在のところでございますが、321 件の19億6,000 万円という状況でございます。

今後の復旧事業につきましては、現在も被災箇所を調査整理中でございます。件数、

金額ともに今後まだ変動してくると思っております。緊急に土砂撤去が必要な箇所については、応急復旧にて対応しております。9月中旬を予定している公共事業の第1次災害査定に向けて、測量業者12社へ委託して査定に備えているところでございます。復旧工事については、早期発注に努め、公共事業につきましては10月末には、1次査定分が発注できる見込みであります。

農災については、査定日は10月下旬の予定であります。来期の作付けに影響が出ないよう災害支援協定を結んでいます。県土地改良事業団体連合会の応援も受けながら、早期の復旧に全力で努めて参りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。歳出については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第4号））を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男君。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

観光費の憩いの郷衣掛の臨時管理費ですけども、専決で予算化されて早速修繕にかかれたかと思いますが、もう終わったんでしょうか。それともまだでしたらいつぐらいに復旧予定かをお尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男君の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

ご説明します。契約の方は既に終わっておりますが、部材の調達に日数を要しております。今業者の方と打ち合わせをしておる中で、8月5日工事着工して完了する予定になっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴君。

○2番（伊藤 好晴） はい。2番。

12日の豪雨の後で、私13日にですね被害にあわれた、家屋被害に遭われた家庭及び赤名川沿線を視察をいたしました。

赤名川沿線におられた、片付けをしておられた方々にもいろいろお話伺ったんですけども、衣掛のこの地下への浸水ですね。洪水のたびにやってるわけですよね。それで今回JAの米倉庫も浸水しております。先ほどありましたように赤名保育所の園庭へ土砂が流れ込んだと。で、そこらへん見てみますと赤名川の改修を根本的にやっておかないと大雨、洪水のたびにこのような被害が出るいうふうに思ったわけです。

で、なかなか県管理の河川でして、なかなか町で手を出せないと思っておるんですけども、いずれにしても河床を下げるか拡幅するか以外に手はないと思うんですよ。

そこらへんを解決されないと雨が降るたびに同じことをやっぱり繰り返していく。そのたびに税金が投入される、そういう悪循環が生まれてしまいます。そこらへんをどういうふうに解決していくおつもりなのか。根本的なことやらないと、壊れてから直すだけでは解決できないと思っていますが、いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 48 分休憩

午後 1 時 49 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

ただいまの2番議員さんからのご質問にお答えします。

現在赤名川につきましては、保育所前の堰の改修工事が既に計画はされております。転倒堰に改修するという計画でございまして、まだ実施年度の方は、まだ定かではございませんが、その堰の改修を行う予定としております。

また、河川の河床の泥の撤去、そういったものもですね、昨年の大水の時にも県の方へ強く要望もしておりまして、こちらの方も併せて実施をいただくように、都度要望をしておるところでございます。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴君。

○2番（伊藤 好晴） はい。

要望知つとるんだけど、今の堰の改修と、それから泥、浚渫ですか。これだけで事が終わると思っておられますか。そこらへん疑問なんですよ。

私は、河床をきちんと下げて流れやすくする。あるいは幅を広げる。で、大水が出て

も流れる。いうほど作らないと小手先でね、今あるのを改修したり、そういうことで済むと思えないですよ。

今、課長答えられましたけども、それで根本解決できるんですか。そこ聞きたい。そこ根本解決を目指してがんばらないと、やっぱり同じことの繰り返しになりますよ。そこ認識しておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

ただいま赤名川の改修について再度のご質問いただきました。

先ほど建設課長の方が答弁しておりますが、この河川の改修につきましては、今島根県におきまして順次改修が行われておる工事でございます。改修につきましては、固定堰は、今可動堰に改修ということで、保育所から下の堰につきましては、今回も転倒して可動堰が機能してそこは水位がまだ余裕がありましたが、やはり保育所の前の固定堰が今回支障となりまして、それから上流につきましては、浸水被害があったところでございます。

河床を下げるということも今ございましたが、基本的には拡幅も計画もありまして狭いところは用地を買収して拡幅しますし、固定堰は転倒堰に改修いたします。そうした計画が既になされておりました順次工事は進めてきておりますが、今回もこの大雨に対するその対策としては不十分でございました。

私も今回、国とかですね国交省の方へ要望する機会もありまして、赤名川の河川改修につきましては、ぜひとも早期の進捗をということで予算要望もですねしておるところでございまして、今後もですね早期の進捗を図られますように、要望なり、とにかく現場の工事が早く終わりますように努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴君。

○2番（伊藤 好晴） はい。

赤名川のことでもう1点ですけども、ちょうどそのトータルサポートさんが入っておられるところの行く橋がありますよね。あの少し上流に橋がもう1個あります。これが堰になって浸水が始まったという話もあったんですけども、いろいろ事情がある橋みたいで、取ってしまえばいいじゃないかって言ったら、それもなかなか難しい、高齢者の方がね、いつも使ってるんで、それ取ると非常に不便になるということもありましたけども、もしそこへ立木が引っかかったりして支障が出るようなら、その橋もね何とか考えてあげないとおもしろくないような気がしておりますので、あわせてですねやっ

ただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問いただきました。今のご指摘いただきました橋につきましても、余裕高がない橋で、今回もですね、立木といいますか、いろんな葉っぱとかですね、実際にはそこが越流してですね、ゴミも溜まったところがございます。そうした橋についても架け替えの計画あると聞いておりますので、これについても早期に工事が進捗しますよう要望してまいります。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号））を採決いたします。

承認第 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、承認第 7 号は、原案のとおり承認されました。

追加日程第 17 議案第 50 号 財産（消防軽積載車）の取得について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 17、議案第 50 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。

議案第 50 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

1、取得の内容。消防軽積載車 2 台。

1、取得の目的。消防軽積載車の整備。

1、取得の方法。指名競争入札。

1、取得金額。一金 14,036,000 円也。（うち消費税相当額 1,276,000 円）

1、契約する相手の住所及び名称。島根県松江市東朝日町 233 番地 4。株式会社吉谷。
代表取締役 長見秀男。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名は、令和 3 年度飯南町消防軽積載車購入事業です。

入札の日時は、令和 3 年 6 月 29 日 午前 10 時 40 分です。

落札金額は、12,760,000 円です。

入札の方法は、指名競争入札です。

落札者、入札指名者等は記載のとおりです。

落札率は、88.83%でした。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となり、仮契約金額は、14,036,000 円です。

次のページに、物品売買仮契約書の写しを付けていますのでご覧ください。

また、4 ページをご覧ください。今回購入する車両の更新予定分団は、第 3 分団の上来島で平成 5 年に導入した車両と、第 8 分団の角井で平成 2 年に導入した車両の更新でございします。

軽積載車は、2 台とも定員 4 名、排気量 660 c c 以下の軽自動車です。4 輪駆動で 4 速 A T の車両を購入いたします。車両は写真のような形になりますのでご承知おきください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第 50 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを採決いたします。

議案第 50 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第 16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付の申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどもご挨拶したとおりですが、早樋議長、そして高橋副議長をはじめとする議会の新体制が整い、スタートしたところでございますし、今回飯南町議会として初めて女性の議員も誕生したところであります。

繰り返しになりますが、議員各位のご活躍を心からご期待し、またご祈念申し上げるところでございまして、そして私ども執行部に対しまして格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで令和3年第4回飯南町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時02分閉会
